

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員については、各年度の総額が11,000,000円を超えない範囲で、別表1により報酬を支給する。
- (2) 評議員については、別表2により報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に支給する報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事の業務報酬については、法人職員の支給方法及び支給日に準ずる。
- (2) 理事会又は評議員会の出席報酬については、理事会又は評議員会への出席の都度支給し、監事監査報酬については、当該業務が終了した日に支給するものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月3日から施行する。

社会福祉法人三恵会役員報酬規程（平成16年4月1日施行）は廃止する。

別表1（第3条（1）関係）

1、理事（業務報酬）

名 称	報 酬（月額）
理事長報酬	4月 87,000円
	5月～3月 83,000円
専務理事報酬	675,000円

2、理事（出席報酬）

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬	12,000円

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。

3、監事（業務報酬及び出席報酬）

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席報酬	12,000円
監事監査報酬	15,000円（半日につき）

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。

別表2（第3条（2）関係）

1、評議員（出席報酬）

名 称	報 酬
評議員会出席報酬	12,000円

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。